

## 障害のある人たちの投票アンケート レポート



「椅子に座って書きたい」と言ったら、椅子をもって一緒に係員が移動してくれたり、書いている間は適度な距離を保ってくれて、きめ細かな対応や支援を受けることができた。

## 【目次】

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| はじめに .....                       | 2  |
| ●参議院選挙                           |    |
| アンケート結果.....                     | 3  |
| 自由筆記：選挙の投票について気づいたこと、要望、願い ..... | 6  |
| 投票アンケートの分析と感想 小森淳子 .....         | 9  |
| アンケート調査票 .....                   | 11 |
| ●愛知県知事選挙                         |    |
| アンケート結果.....                     | 3  |
| 自由筆記：選挙の投票について気づいたこと、要望、願い ..... | 6  |

## 資料

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 障害者の権利に関する条約.....                 | 16 |
| 投票所ではこんな支援を受けられます .....           | 17 |
| 知的障害者・家族・支援者のための選挙のしおり.....       | 18 |
| 郵便等投票制度について.....                  | 22 |
| 病院や施設での投票について.....                | 24 |
| 障害をもつ人の参政権保障連絡会ニュースから わたしと選挙..... | 25 |

### 障害のある人の投票に関するアンケート

#### 【アンケートの目的】

参議院選挙での投票に関わっての現状を把握すること。

【対 象】 障害者のある人、家族、その他

【期 間】 2022 年 11 月 1 日～30 日

【配布方法】 手渡し 100 部、関係者にメール、  
Google グーグルフォーム

【回 答 数】 手戻し・メール 102 件  
グーグルフォーム 46 件  
計 148 件

#### 愛知県知事選挙での投票について

【期 間】 2023 年 2 月 6 日～25 日

【配布方法】 関係者にメールで配布・回収

【回 答 数】 21 件

## はじめに

私たち NPO あいち障害者センターは、障害のある人や家族の権利擁護と障害福祉施策の充実のための取り組みを愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会(愛障協)・全国障害者問題研究会愛知支部・きょうされん愛知支部とともにしている NPO 団体です。

2022 年 7 月の参議院選挙から、NHK が「みんなの選挙」サイトを立ち上げ、障害のある人の投票に関して役立つ選挙の情報を発信しています。

日本障害者協議会では 2022 年 5 月に「投票における合理的配慮を欠く問題事例の改善を求める 201 の事例・要望集」をまとめ公表しました。また、障害をもつ人の参政権保障連絡会が 2022 年 5 月「知的障害者・家族・支援者のための選挙のしおり」を発行したことが新聞に掲載され、マスコミを含め障害のある人の投票について関心が広がりつつあります。

しかし、依然として知的障害や重心の人の選挙について、重度の障害のある人の投票は保障されていないとの関係者から声が寄せられています。

愛知県では 2 月に知事選挙が行われ、4 月には統一地方選挙が行われます。投票において、「合理的配慮の提供を欠く」という差別は許されません。それは障害者権利条約(第 29 条 政治的及び公的活動への参加)に反し、障害者差別解消法において定められた、「必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)を行う」という義務に違反します。

障害のある人たちの投票の困難を除くことは、すべての人たちにとっての参政権の保障、憲法を護ることにつながるものです。

私たち NPO あいち障害者センターは、投票の課題と改善の方向の材料にするため、昨年 7 月におこなわれた参議院選挙での投票アンケート調査を行い、調査報告書として取りまとめました。また、2 月の愛知県知事選挙での投票アンケートも実施し報告書につけ加えています。

ぜひ、関係する各選挙管理委員会などでご参照いただき、障害のある人の投票における環境整備が推進され、合理的配慮を欠くことのないよう適切な改善をお願いいたします。

2023 年 3 月  
NPO あいち障害者センター

## 障害のある人の投票に関するアンケートの結果

### 参議院選挙での投票について

表 1:障害のある当事者の居住地域

|        |     |
|--------|-----|
| ① 大阪   | 4   |
| ① 名古屋  | 113 |
| ② 愛知県内 | 15  |
| ③ 岐阜県内 | 7   |
| ④ 三重県内 | 1   |
| ⑩ その他  | 6   |
| (空白)   | 2   |
| 総計     | 148 |

表 2:アンケートの回答者

|         |     |
|---------|-----|
| ① 障害当事者 | 38  |
| ② 家族    | 85  |
| ③ 支援者   | 16  |
| ④ その他   | 5   |
| (空白)    | 4   |
| 総計      | 148 |

年代

|          |     |
|----------|-----|
| ②20～30 代 | 59  |
| ③40～50 代 | 48  |
| ④60 代    | 12  |
| ⑤70 代以上  | 9   |
| ①10 代    | 3   |
| (空白)     | 17  |
| 総計       | 148 |

表 3:障害について

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| ①難病                      | 3   |
| ① 肢体不自由障害                | 27  |
| ① 肢体不自由障害;②視力障害;⑤知的障害    | 1   |
| ① 肢体不自由障害;⑤知的障害          | 4   |
| ① 肢体不自由障害;⑨難病            | 1   |
| ② 視力障害                   | 5   |
| ③ 視力障害;⑤知的障害;⑥精神障害;⑦重複障害 | 1   |
| ① 知的障害                   | 81  |
| ② 知的障害;⑥精神障害             | 2   |
| ④ 知的障害;⑨難病               | 1   |
| ③ 精神障害                   | 4   |
| ④ 重複障害                   | 3   |
| (空白)                     | 15  |
| 総数                       | 148 |

表 4:選挙公報について

|                    |    |
|--------------------|----|
| 難しくて分からなかった        | 45 |
| 家族が分かりやすいように説明した   | 27 |
| 施設職員が分かりやすいように説明した | 1  |
| 公報が届かなかった          | 10 |
| その他                | 19 |
| (空白)               | 46 |

公報が届かなかった理由:

- ・ 早めに期日前投票に行ったので投票が済んでから来ました。
- ・ グループホームには届いていません
- ・ 町内会にはいっていないため (町内会でくばるため)

表 5:政見放送について

|            |    |
|------------|----|
| 政見放送は難しかった | 46 |
| 字幕がついていない  | 2  |
| 字幕が読めない    | 6  |
| 手話がわからない   | 1  |
| その他        | 65 |
| (空白)       | 28 |

その他は、「理解できた」など



表 6:障害種別による投票行動の有無

| 障害                  | 人数  | 投票に行った人 | 投票に行かなかった人 | 無回答 | 投票に行った割合 (%) |
|---------------------|-----|---------|------------|-----|--------------|
| 難病                  | 3   | 1       | 2          | 0   | 33           |
| 肢体不自由               | 27  | 24      | 3          | 0   | 89           |
| 肢体不自由・視力障害・知的障害     | 1   | 0       | 1          | 0   | 0            |
| 肢体不自由・知的障害          | 4   | 2       | 2          | 0   | 50           |
| 肢体不自由・難病            | 1   | 0       | 1          | 0   | 0            |
| 視力障害                | 5   | 5       | 0          | 0   | 100          |
| 視力障害・知的障害・精神障害・重複障害 | 1   | 0       | 1          | 0   | 0            |
| 知的障害                | 81  | 34      | 47         | 0   | 42           |
| 知的障害・精神障害           | 2   | 1       | 1          | 0   | 50           |
| 知的障害・難病             | 1   | 0       | 1          | 0   | 0            |
| 精神障害                | 4   | 4       | 0          | 0   | 100          |
| 重複障害                | 3   | 1       | 2          | 0   | 33           |
| (空白)                | 15  | 11      | 3          | 1   | 79           |
| 総計                  | 148 | 83      | 64         | 1   | 56           |

表 7:投票しなかった理由(複数回答)

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 選挙について理解できない                  | 43 |
| 投票に行けない                       | 7  |
| 施設に入所中                        | 2  |
| 病院に入院中                        | 1  |
| 郵便等による不在者投票制度を知らなかった          | 5  |
| 郵便等による不在者投票の手続きが難しく、手続きできなかった | 1  |
| 選挙があることを知らなかった                | 1  |
| その他                           | 10 |

その他：・いつもは、不在者投票に行っていたが、選挙当日に行くつもりでいたが、行きたくないと言  
って行かなかった。 ・誰に投票していいか分からなかった ・本人が全くきょうみなし

表 8:投票に行った人の投票方法について

|                |    |
|----------------|----|
| 郵便等による不在者投票をした | 2  |
| 期日前投票所で投票をした   | 44 |
| 地域の投票所で投票をした   | 33 |
| 施設で投票した        | 1  |
| (空白)           | 3  |
| 総計             | 83 |

表 9:期日前投票はどこに行ったか

|           |    |        |    |
|-----------|----|--------|----|
| 役所・役場     | 59 | その他    | 2  |
| 支所・出張所    | 7  | 行っていない | 1  |
| 公共施設      | 6  | (空白)   |    |
| ショッピングモール | 1  | 総計     | 76 |



表 10:期日前投票の合理的配慮に関する評価

|                       | 適切だった | 適切でなかった |
|-----------------------|-------|---------|
| バリアフリー                | 57    | 9       |
| 記載台                   | 42    | 19      |
| 候補者名一覧表               | 36    | 24      |
| 係員の代筆                 | 16    | 2       |
| 点字の候補者名簿、<br>投票用紙、点字器 | 9     | 13      |

表 11:地域の投票所での合理的配慮に関する評価

|                   | 適切だった | 適切でなかった |
|-------------------|-------|---------|
| 10 分以内で行ける        | 64    | 22      |
| バリアフリー            | 45    | 15      |
| 記載台               | 42    | 16      |
| 候補者名一覧表           | 37    | 19      |
| 係員の代筆             | 10    | 3       |
| 点字の候補者名簿、投票用紙、点字器 | 6     | 10      |

#### 自由筆記:選挙の投票について気づいたこと、要望、願い

##### 【難病】

- ・並ばなければならず、投票台も隣と近すぎて、狭すぎて、知的障害のある人にはころが落ち着かず、投票に行くこと自体が難儀している。広いスペースでゆったりと自分のペースで投票できる作りにしてもらえるとストレスが軽減され投票する権利を保てると思う。

##### 【肢体不自由】

- ・投票箱に投票用紙が入れにくい。
- ・小規模の期日前投票所だったが、「椅子に座って書きたい」と言ったら、椅子をもって一緒に係員が移動してくれたり、書いている間は適度な距離を保ってくれて、きめ細かな対応や支援を受けることができた。
- ・投票所が近い所がないから期日前投票所に行きます。
- ・投票所が近い所がないから期日前投票所に行きました。
- ・期日前投票をやる区役所が少し行きにくい所に有り不便でした(来年移転して行きやすくなりますが)。
- ・公約は、理解はできるが、文章を読むのに時間がかかる為、読みきれなかったもので、もう少しわかりやすくまとめてほしいと思いました、
- ・いつかマイナンバーとかと関連付けてインターネットで投票とかができるようになったらより便利なんだろうなと思いました。(かなり難しいかなと思っています)
- ・投票用紙に鉛筆では滑って書きにくかった。折り曲げにくかったので、投票箱に入れるのに苦労をした。脳性麻痺の不随意運動がある者にとっては投票し辛い環境にある。
- ・期日前投票に行ったので幼稚園の投票所には行っていないが2足制のため行きづらい人がいる。また、知り合いの片手障害者が投票用紙を折らなくても入るように投票箱の投入口を広げてほしいと言っていた。
- ・選挙期間がみじかくなると、郵便投票ができなくなります。郵便局の土・日やすみで郵便での往復が間に合わない。期日前投票に行くがコロナで、使い捨ての鉛筆だけ、置いてあるので普通の鉛筆を要求したら取りに3階まで取りに行行って、持ってきた鉛筆が芯がおれ

ていた

- ・このようなこと書いて良いかなんとも言えませんが…  
以前に代筆投票をしたときに、私の投票する人や政党名を行った時に、係員の人から「そこ、入れるの、投票しても無理だと思うよ」と言われました。思うのは良しにしても口に出して欲しくなかったです。このような事例も各地で起こっているのでしょうか？  
今年の投票は、このようなことは、ありませんでした。”
- ・以前は階段だらけだったが選管に手紙を出し、投票日だけ簡易スロープがつくようになった。会場が小学校なのだから、そもそも常にバリアフリーにすべき。
- ・特別養護老人ホームに入所しているので投票に行くことができなかった。施設ではコロナに感染する恐れがある為、外出は控えるように言われており投票できなかった。
- ・投票に行った際、電動車いすでは記載台で書くことができないため、係員さんの力を借りて、代筆してもらいました。候補者一覧は見づらいので、もう少し大きな文字で掲示してもらいたいです。  
今回私は仲間に、誘ってもらって選挙に行きました。誘ってもらえていなかったら、行かなかったと思います。自分と同じ障害者の人たちが選挙に参加しやすくなるように、インターネット上で投票をしたり、通っている事業所で投票ができるようになればいいのと思います。”
- ・郵便投票にしたら切手代 84 円が必要です。
- ・7 月 1 日緊急入院しました。病院でも投票できると思い申し出ましたところ 6 月 30 日までに、申し込みの受付は終わっているとのこと。投票日の外出も入院中のためコロナや病状とのことで許可されず、退院あつかいになるとのことであきらめました。

#### 【視力障害】

- ・地域の投票所には代筆できる人がおらず、又、地域では監視人等が知り合いであるため、代筆できる人を配置するなら他地域の人になって欲しい。
- ・①私は点字投票をしたいのに、係員が私の意見を確認せずに、一方的に代筆投票だと決めつけられた。  
②点字投票をしようとしたら、係員が勝手に投票用紙を点字器にセットしてしまい、私がいつもしてるセットの仕方と違うので戸惑ってしまった。ここは手出しして欲しくなかった。
- ・点字の「選挙のお知らせ」(選挙公報に準ずるもの)が7月5日頃届いた。当日投票に行ったので読む日にちがあったが、期日前投票を予定していたら困る為、1日でも早く手元に欲しい。
- ・以前、地下鉄駅での期日前投票が実施されていた。コロナで実施されなくなったが、是非復活させて欲しい。
- ・記載台は狭く、がたがたして点字が書きにくかった。もっと広くて、安定した場所にしてほしい。当日の投票所は、遠くて自力ではでかけられない。投票率にこだわるが、それなら投票所の数を増やすか、出かけられない人のために事前申し込みで投票所への車の送迎なども考えてほしい。  
私達、視覚障害者も簡単な手続きで、郵便投票ができるようにしてほしい。  
最高裁判所・裁判官の信任投票について点字の場合、不信任ならその裁判官の氏名を書かなければなりません。そのため、投票に時間がかかります。以前選管の係員から「まだですか」と言われ、大変不愉快な思いをしたことがあります。予め氏名に番号を付け、不信任の

場合にはその番号を書くようにするとか、もっと簡単に投票できる方法を検討してほしい。

#### 【知的障害】

- ・候補者名簿の文字が小さく、よく分からない。文字が書けないケースを考え、現在の名前記入から「○」記入による選択制も取り入れて欲しい。
- ・知的障害は候補者の名前にマルをつけるなどしてくれたらもっと参加しやすいと思う。
- ・記載台前の候補者一覧が字が小さすぎる。もっとはっきりした字体でポイントあげてほしい。広報を見ながら書いていた。
- ・記載台前の候補者一覧の字体がわかりにくくポイントが小さい、もっとわかりやすい字体で大きなポイントにしてほしい。政見放送も、広報もやさしい日本語でしてほしい。
- ・記載台前の候補者一覧が小さくて見にくいので、広報を持参してみながら書いた。広報も政見放送もやさしい日本語でしてほしい。”
- ・子供に親が説明したとおりに書かせた。
- ・わかりやすく説明してほしい。自民党の考え方がおかしい（憲法 9 条とか）
- ・学習障害なので、説明されてもわからない。又、文字がわからない。  
親なりに説明して同じ政党にしようと、投票所に行きました。そしたら何を聞かれるわけもなく” 障害が…” と私が言ったらパッとこちらへと連れていかれた。  
彼はきっと不安だったと思う。説明されても字がわからない 適当に○をうつしかないと思う。のなら、やめようと思った。
- ・必ず母と選挙にいきますが、文字が書けないので行って◎をかいてくるだけです。
- ・障害者がもっと投票をしやすいように考えて欲しいと思います。

#### 【精神障害】

- ・受付等が町内の人なので、やりにくい。

#### 【その他】

- ・重度の障がいがある人の投票の保障は、早急に実現すべき課題だと思います。  
誰にもわかる形で（見える形で）保障されることで、すべての人にとっての参政権の保障につながると思います。



# 投票アンケートの分析と感想

小森 淳子 岐阜協立大学非常勤講師

## 《はじめに》

障害のある人の暮らしは、政治の在りようによって大きく影響を受ける。だからこそ、障害者は政治に敏感でなければならず、機会を逃さず、異議申し立てをしていく必要がある。主権者として、一人ひとりに平等に割り当てられた機会が、「投票」である。

しかし、実際の場面では、障害特性に応じた合理的配慮にはほど遠く、地域差や係員の人権感覚によっても、投票行動のしやすさが大きく異なり、まったく平等とはいえない状況である。それどころか、そもそも障害者を主権者として認識するという空気がなく、投票所に行って心ない対応をされ、もう行きたくないと思わせられる経験がある人も少なくない。

今回のアンケートに寄せられた 148 名の生の声から、問題を探ってみたい。

## 《投票行動の有無》

表 6 において障害種別で見ると、視力障害と精神障害の人はそれぞれ 10 割、肢体不自由の人は約 9 割、知的障害の人は約 4 割の人が投票に行ったことがわかる。いろんな障害が重なっている人は、なかなか行きにくい状況であることがわかる。表 7 の投票しなかった理由を見ると、「選挙について理解できない」が 42 名で、「投票に行けない」7 名に比べると圧倒的に多いが、「投票に行けない」も知的障害の人が多かった。

肢体不自由者で投票しなかった 3 名のうち 2 名は、コロナのため施設で外出が禁止されていたり、移動が困難で行けなかったりしたと推測される。郵便による不在者投票をしたかった人も 6 名いると推測され、周知と手続きのしやすさが今後の課題である。

## 《選挙についての情報保障》

表 4・表 5 において、選挙公報について「難しくて分からなかった」が 45 名（総数の 30%）、政見放送について「難しかった」は 46 名（31%）、約 3 割の人が、情報を得ようとしたが難しくて理解できなかったと答えている。マニフェストなど、難しいことを難しい言葉で表現するのは簡単である。そのようなものではなく、小学校 5・6 年生くらいの人たちにもわかるような平易な日本語で述べることを、今後各候補者に要求していくこと、また、知的障害のある人たちのために、更にやさしい表現にした「わかりやすい版」も要求していくことが必要なのではないかと。そうしたことによって、候補者の力量と姿勢を問い直していくことも重要なのではないかと思う。

## 《投票所での合理的配慮について》

表 8 では、投票に行った人の中で、郵便等による不在者投票をした人が 2 名、期日前投票をした人が 44 名、地域の投票所でした人が 33 名、施設で投票した人が 1 名だった。表 9 は、数字から間違っただけで回答した人が多いことが見て取れる。

表 10・表 11 の期日前投票と地域の投票所における合理的配慮の評価を見てみると、点字が必要な人や点字投票をしたい人には合理的配慮に欠けているように見える。視力障害の人に絞って細かく見てみると、5 名中 1 名が「適切でなかった」と答えている。その他の項目では、「適切だった」が「適切でなかった」を大きく上回っているが、本来「適切でなかった」はあってはならないことである。自由筆記からは、記載台が狭くて安定していないこと、候補者名簿の文字が小さいことは、障害種別を超えてたくさんの方が困っていることがよくわかった。また、代筆を頼みたくても、係員が同じ地域で知り合いである場合、頼みにくいという深刻な悩みの記述もあった。

障害によって必要な合理的配慮は異なるし、同じ障害でも一人ひとり望む合理的配慮が違う。点字投票をしたい視力障害の人がいれば、代筆を頼みたい人もいるし、家族の支えがあって投票できる知的障害の人がいれば、家族にいろいろ言われたくない知的障害の人もある。今後、当事者一人ひとりの必要な配慮や困り感をていねいに聴き取って、配慮の仕方を選挙管理委員会などに伝えていく必要があると思う。

## 《おわりに》

障害のある人の参政権や投票の秘密は、日本国憲法にも定められた権利であるにもかかわらず、当たり前のこととして保障されていないのが現状である。

例えば自由筆記には、〈以前に代筆投票をしたときに、私の投票する人や政党名を行った時に、係員の人から「そこ、入れるの、投票しても無理だと思うよ」と言われました。〉という記述があり、係員の選挙に関する意識の低さに驚いた。障害者に対する理解のなさという問題を超えて、民主主義そのものに対する意識の低さが窺える。

反対に、〈今回私は仲間に、誘ってもらって選挙に行きました。誘ってもらえていなかったら、行かなかったと思います。〉という記述に元気をもらった。支援学校や事業所で、当事者として、主権者として、クラスメートや仲間で学び合い、誘い合い、問題点をみんなで声にしていけるのではないかと、展望が見えてきた感じもした。

---

### ●アンケート用紙

## 参議院選挙での投票についてお聞きします。

回答締切日 11 月 30 日

お名前等の個人情報は、外部には出しません。

### 1. 回答を記入いただくのは（該当に○印）

①障害当事者    ②家族    ③支援者    ④その他

\*

**2. お住まいの地域**（該当に○印）

- ①名古屋 ②愛知県内 ③岐阜県内 ④三重県内 ⑤静岡県内 ⑥北陸 ⑦東京 ⑧大阪  
⑩その他

\*

**3. 障害のある方の年代**（該当に○印）

- ①10代 ②20～30代 ③40～50代 ④60代 ⑤70代以上

\*

**4. 障害について**（該当に○印）

- ①肢体不自由障害 ②視力障害 ③聴覚障害 ④内部障害 ⑤知的障害 ⑥精神障害  
⑦重複障害 ⑧医療的ケアが必要な障害 ⑨難病

**5. 投票について**（該当に○印）

①投票した

- a 郵便等による不在者投票をした  
b 期日前投票所で投票をした  
c 地域の投票所で投票をした  
d 施設で投票した  
e 病院で投票した

②投票しなかった

しなかった理由をお知らせください。

- a 選挙について理解できない  
b 投票所に行くことができない  
c 施設に入所中  
d 病院に入院中  
e 郵便等による不在者投票制度を知らなかった  
f 郵便等による不在者投票の手続きが難しく、手続きできなかった  
g 選挙があることを知らなかった  
h その他

**6. 選挙公報について**（該当に○印）

- ①難しくて分からなかった  
②家族が分かりやすいように説明した  
③施設職員が分かりやすいように説明した  
④公報が届かなかった  
（届かなかった理由がわかれば、お教えてください）  
⑤点字の「選挙のお知らせ（選挙公報に準ずるもの）」が届きましたか  
a はい b いいえ  
⑥その他

**7. 政見放送について**（該当に○印）

- ①政見放送は難しかった  
②字幕がついていない  
③字幕が読めない  
④手話がわからない  
⑤その他

**8. 期日前投票所について**（該当に○印）

①期日前投票所はどこでしたか

- a 役所・役場 b 支所・出張所 c 公共施設 d ショッピングモール e その他

- ②期日前投票所はバリアフリーでしたか  
a はい b いいえ
- ③記載台は書きやすいものでしたか  
a はい b いいえ
- ④候補者一覧は分かりやすいものでしたか  
a はい b いいえ
- ⑤係員による代筆での投票をされた方にお尋ねます。係員は適切に対応しましたか  
a はい b いいえ
- ⑥点字の候補者名簿、投票用紙、点字器が準備されていましたか  
a はい b いいえ

**9. 当日の投票所について（該当に○印）**

- ①投票所は近所（歩いて 10 分程度）にありましたか  
a はい b いいえ
- ②期日前投票所はバリアフリーでしたか  
a はい b いいえ
- ③記載台は書きやすいものでしたか  
a はい b いいえ
- ④候補者一覧は分かりやすいものでしたか  
a はい b いいえ
- ⑤係員による代筆での投票をされた方にお尋ねます。係員は適切に対応しましたか  
a はい b いいえ
- ⑥点字の候補者名簿、投票用紙、点字器が準備されていましたか  
a はい b いいえ

**10. その他、選挙の投票について気づいたこと、要望、願いなどご記入ください。**

## 愛知県知事選挙での投票について

【期間】 2023 年 2 月 6 日～25 日

【実施方法】 メールで配布・回収

### 1. アンケート回答者

|        |    |
|--------|----|
| ①障害当事者 | 14 |
| ②家族    | 7  |
| 総計     | 21 |

### 2. 年代

|          |    |
|----------|----|
| ②20～30 代 | 9  |
| ③40～50 代 | 7  |
| ④60 代    | 3  |
| ⑤70 代以上  | 1  |
| ①10 代    | 1  |
| 総計       | 21 |

### 3. 障害

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| ⑤知的障害                         | 9  |
| ①肢体不自由障害                      | 7  |
| ①肢体不自由障害 ⑧<br>医療的ケアが必要な障<br>害 | 3  |
| ⑤知的障害⑥精神障害                    | 1  |
| ⑤知的障害②視覚障害                    | 1  |
| 総計                            | 21 |

### 4. 投票方法

|                  |    |
|------------------|----|
| b 期日前投票所で投票をした   | 8  |
| c 地域の投票所で投票をした   | 4  |
| a 郵便等による不在者投票をした | 1  |
| 総計               | 13 |

### 5. 「投票しなかった」理由

|                                                            |   |
|------------------------------------------------------------|---|
| h 選挙に関心がない                                                 | 2 |
| a 選挙について理解できない                                             | 1 |
| c 施設に入所中 d 病院に入院中 h 選挙に関心がない                               | 1 |
| a 選挙について理解できない b 投票所に行くことができない i 期日前投票所<br>や投票所が近くにあれば投票した | 1 |
| h 選挙に関心がない i 期日前投票所や投票所が近くにあれば投票した                         | 1 |
| b 投票所に行くことができない                                            | 1 |
| b 投票所に行くことができない c 施設に入所中                                   | 1 |
| 総計                                                         | 8 |

### 6. 選挙公報について

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ②家族が分かりやすいように説明した         | 6  |
| ①難しくて分からなかった              | 5  |
| ⑥その他（候補者が決まっていたから）（見なかった） | 3  |
| ④公報が届かなかった                | 2  |
| ③施設職員が分かりやすいように説明した       | 1  |
| 総計                        | 17 |

## 7. 政見放送について

|                        |    |
|------------------------|----|
| ②政見放送があるのを知っていたが、見なかった | 16 |
| ①政見放送があるのを知らなかった       | 3  |
| ③見た                    | 1  |
| 総計                     | 20 |

## 8. 期日前投票所

役所・役場 9

## 9. 期日前投票所の合理的配慮

|        | 適切だった | 適切ではなかった |
|--------|-------|----------|
| バリアフリー | 7     | 1        |
| 記載台    | 4     | 2        |
| 候補者一覧  | 2     | 5        |
| 係員の代筆  | 4     |          |

## 10. 地域の投票所の合理的配慮

|           | 適切だった | 適切ではなかった |
|-----------|-------|----------|
| 10分以内で行ける | 5     | 2        |
| バリアフリー    | 6     | 1        |
| 記載台       | 3     |          |
| 候補者一覧     | 4     | 1        |
| 係員の代筆     | 3     |          |

## 自由記述 選挙の投票について気づいたこと、要望、願い

・投票所は近くわかりやすいのでいつも本人一人でも投票にいつている。今回も予定していたが遊びの予定が入りそちらを優先してしまった。

・期日前投票は混みあうことがあるので、ショッピングモール等広いところでできると助かる。選挙公報はやさしい日本語で書いてもらおうとわかりやすい（本人に説明が大変）記入台前に貼ってある候補者名簿の字が小さくても、選挙公報持参で見ながら書いたので大丈夫だった。

・大きな混乱はなかったが、別室で投票できたら本人も落ち着いて投票に臨めたと思う。会場は静かで本人だけが目立っていたように感じる。広報の写真を見て選択しているので、選挙台に写真付きの候補者リストがあると選択しやすい。指差しをして係の人に伝えていて、広報も大きな写真が掲載されるような簡単にわかりやすいものであれば伝わりやすい。本人がうまく投票できるか家族も緊張します。リラックスできるような空間であれば、投票に出かける障害者と家族が増えると思います。

・いつも期日前で投票しています。投票所が分かりにくいところにあります。

(1) (この造幣実験は、御覽者から提供された造幣機をそのまま印刷したものです。)

(この冊子は、郵政省から提供された資料をもとに作成したもので、)

【3】 (この選挙公報は、候補者から提供された原稿をそのまま転載したものです。)



## 障害者の権利に関する条約

### 第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
  - (i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
  - (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
  - (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

●2022年9月9日、国連：障害者の権利に関する委員会は、日本への総括所見（勧告）を公表しました。総括所見から参政権に関する部分の抜粋です。

### 政治的及び公的活動への参加（第29条）

61. 委員会は、以下を懸念をもって留意する。

- (a) 投票の手続、設備及び資料の利用の容易さ（アクセシビリティ）が限定的であること、及び障害者の多様性に配慮した選挙関連情報が不足していること。
- (b) 特に障害のある女性が、政治的活動及び行政機関に参加すること及び役職に就き公的機能を果たすことへの障壁。

62. 委員会は、以下を締約国に勧告する。

- (a) 投票の手続、設備及び資料が、適当かつ利用しやすいものであり、全ての障害者にとってその理解及び使用が容易であることを確保するため、政権放送及び選挙活動を含む選挙関連情報についての配慮を提供するとともに、公職選挙法を改正すること。
- (b) 障害者、特に障害のある女性の政治的活動及び公共運営への参加の促進が確保され、支援技術及び新規技術の利用促進、及び個別の支援の提供により、効果的に役職に就き全ての公的機能を政府のあらゆる段階で果たすことができること。



# 投票所ではこんな支援を受けられます

※内容はNHKが総務省に確認しました

## 家族・介助の人も いっしょに

必要があると認められれば、  
いっしょに投票所に入れます。



## 付き添いを たのめます

移動の手助けを係の人に  
たのむことができます。



## 補助犬も いっしょに

投票箱の前までいっしょに  
いくことができます。



## 入場券がなくても 大丈夫

名前や住所などが確かめ  
られれば、投票できます。



## 代理投票できます

書くのがむずかしければ、  
係の人に代わりに書いて  
もらうことができます。



## メモを持ち込めます

投票したい人の名前などを  
書いたメモや選挙公報を  
持ち込むことができます。



## 点字投票できます

点字器や台などを  
借りることができます。  
自分の点字器も持ち込めます。



## 使いなれたペンでOK

自分が使いやすいものを  
持ち込むことができます。



## 投票所で 借りられる例

ほかにもあります。  
係の人に聞いてみて  
ください。

- ☐ 老眼鏡
- ☐ 虫めがね
- ☐ 紙を押さえるための重り
- ☐ 車いす
- ☐ 座って書ける低い台やいす

みんなの選挙 NHK

# 困ったときに伝えてください

## 投票所の 付き添いを お願いします



## 投票用紙の 書き方が 分かりません



必要な手助けなどを書く  
メモにお使いください

## 筆談を お願いします



## 代理投票を お願いします (読み上げは小声で)



## 入場券が ありません



## トイレは どこに ありますか

WC

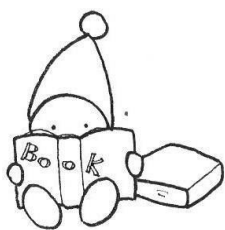
ご意見やご質問はこちらのサイトまで  
お寄せください。

NHK みんなの選挙

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/minnanosenkyo/>



みんなの選挙 NHK



# だれもが投票できるように 知的障害者・家族・支援者のための 選挙のしおり

障害をもつ人の参政権保障連絡会

## 【投票するにあたって】

投票には、  
**自分で書いて投票する**      **代理投票をする**  
の2つの方法があります。

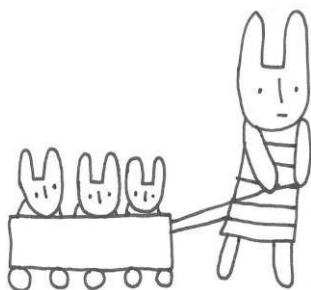
### ★自分で書いて投票する人★

投票したい人の名前の書かれた選挙公報の切り抜きや、その候補者の名前を自分で書いたメモを持参しましょう。記載台

（机）にも候補者名が貼られていますが、そこからさがすのはむずかしいこともあります。（覚えている人も、うっかり忘れたときにメモがあると安心です）。

### ★代理投票を希望する人★

自分で書いて投票することができない人には代理投票（係員による代筆での投票）があります。投票したい候補者、投票したい政党の公報の切り抜きなどを持っていきましょう。読み書きがむずかしい人は、候補者の写真や政党のポスター写真などでも OK です。家では書けるけれど、投票所では書けない（緊張して、書く欄が小さすぎて）という人は自分で書いたメモを渡して、代理投票してもらうこともできます。



\*家族や支援者が書いたメモは  
ダメとされるケースが多いので、注意が必要です。

**投票には、  
当日の投票 と 期日前投票 があります  
「期日前投票」がオススメです**

期日前投票をしている障害者はたくさんいます。その理由を聞くと

- ①期日前投票所のほうがバリアフリーがすすんでいる
- ②期日内で行ける日を自分で決め、そのための準備ができる（体調と相談したり、介助者の確保などもできる）
- ③家族以外の支援者と行く場合に行きやすいなどの利点があります。ほかにも期日前投票所の係員のほうが障害者との出会いも多く、対応の経験もあるということもあげられます。

**期日前投票をするための文書（宣誓書）**

当日の投票をする時には不要で、期日前投票の時には必要となるのが、「期日前投票をする理由に○をつけ、住所・氏名、生年月日、投票する日付を記入した文書」です。この文書を「期日前投票宣誓書」と言います。公職選挙法で「選挙の当日、投票所で投票」（44条）と定めてあるため、その日に投票に行けないことを「宣誓する」書類です。自宅に選挙の通知（おしらせ）などとともに届きます。会場に行ってから書くこともできるし、持っていくのを忘れても会場に予備の紙がありますが、住所や生年月日を書く必要があるので、あらかじめ記入していくとよいですね。様式は地域によって異なりますが、宣誓書の理由はこんな感じです。

「外出するかも」と、2に○をつける人が多いようです。

※該当する事由の番号に○を付けてください。

※当てはまる事由を○で囲む

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 1 | 仕事・学業・冠婚葬祭など            |
| 2 | レジャー・外出・旅行など            |
| 3 | 出産・病気・負傷など              |
| 5 | 住所移転のため、他市町村に居住         |
| 6 | 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難 |

- \* 事由2は投票区外に外出する見込みであることを要します。
- \* 新型コロナウイルス感染症の感染防止は、事由6に該当します。

**\* 代理投票は、宣誓書も係員が代筆してくれます。口頭で住所等を伝えられない人は、療育手帳などを見せてください。**

## ～自分で書いて投票するときの留意点～

### ★できるだけ静かに投票しましょう★

かしこまった雰囲気、威圧感すら感じる投票所。不安で👉が出てしまうこともあるでしょう。でもできるだけ静かに投票に向かえるといいですね。大きな👉が出ると、本人も支援者も投票所の人もびっくりして、うまく投票できなかった…という👉もよく聞きます。途中で不安になってしまったら、日をあらためてチャレンジ！ つぎの選挙で再び！ もあります。選挙がイヤなものにならないようにしたいですね。

### ★メモは最初から手に持って記載台に行きましょう★

家から持ってきたメモを、記載台に行ったあとでバッグの中からさがしたり、ポケットをごそごそすると、（どうしたのかな？）とまわりの人たちが心配するので、記載台に向かうときには手に握りしめていくとよいですね。

＊係の人に「メモを持ってきたのでそれを見て書きます」と宣言しておく、より理解してもらえるでしょう。

### ★書いたらしっかり投票箱へ

記載台で書き終わるとホッとします。でもそこからが肝心。あわてないで、投票箱へ！書き終えた投票用紙を持って記載台を離れると、係の人が「投票箱はここだよ」と、身ぶりや手ぶりで伝えてくれます。投票が続くときもありますが、1つずつ係の人が教えてくれるので大丈夫です。投票所の出口を出るまでが選挙。外に出たら、大きく深呼吸したいですね。

### ★わからなくなったら係員に聞きましょう★

わからないことがあったら、手をあげて静かに係の人を呼んで、困っていることを伝えましょう。

## ～代理投票に同行する際の留意点～

### ★代理投票で家族や支援者ができること、できないこと★

#### × できないこと

投票所の係員に「この人への投票をお願いします」と家族や支援者が依頼したり、持参した選挙公報やメモを家族や支援者が係員に渡したりすることはできません。投票所に入ってから本人にメモを渡すことも誤解を招く恐れがありますので、メモはあらかじめ本人の持ち物に入れておきましょう。

#### ○できること

投票所に入って代理投票の申請をすることは、本人だけでなく家族や支援者もできます。また、係員に本人がどのように意思表示をするのかを伝え、意思をしっかりと選挙に反映するよう要請することができます。障害をもつ人の意思をしっかりと柔軟に確認して投票することを総務省も通達しています。投票箱に本人が入れにくいと思われる場合は「代理で入れてください」「できないときは入れてあげてください」などと伝えてください。

**係員への伝え方の例：**「この子（この方）の意思表示について伝えます。言葉を話すことはできませんが、選挙について作業所で勉強し、公報の中から選んで印をつけてきたようです。本人がポーチに入れてきたので、受け取って確認してください」。ほかにも、「書くことはできませんが、『だれに入れますか？』と聞くと、名前をあげます。時間がかかるかもしれませんが、待っていてください」「それでもなかなか名前が出てこないときには、『この人ですか？』と指さしなどをして意思を確認してください」  
「話すことは困難ですが、指さしができます。指さしがズレてしまうかもしれないので、さらに確認をお願いします」「マヒが強くて小さな投票用紙には書けないので、家で大きな紙に書いて持ってきています」など。

## ～代理投票で本人がすること～

代理投票をするためには、代理投票の申請後、すこしの間だけ親や支援者と離れることとなります。投票所の別室などに投票補助者と呼ばれる人たち 2 名と向かいます。その 2 名が投票の意思を確認し、代筆をします。

ドキドキしたり、かたまってしまう人もいるでしょう。時間がかかってもいいのです。わたしの意思を確認してもらうんだ！ と補助者の人たちに信頼を寄せてのぞみましょう。代筆してもらったあとは、投票箱に自分で入れることができる人は自分で投票箱に入れます。

＊入れることが困難な人は補助者に入れてもらいます。このことについても、事前に打ち合わせをしておくといいですね。

### 投票が終わったら

★自分で書いて投票した人も、代理投票した人も、この国の主人公としての役割に挑戦したことをたたえあいましょう★

「ちゃんと書けた？」「代理投票うまくできた？」と聞いて、「うん！」と答える人もいれば、（わからない…）という顔をする人もいるでしょう。ときには、「うまく書けなかった」としょげたり、「思っていた人とちがう人に投票してしまった」という人も。そんなようすに、家族や支援者たちも、不安になってしまうこともあるかもしれません。でも、チャレンジしたのです。おとなとして選挙権を行使したのです。失敗もつぎに生きる！ことをモットーに、ドンマイドンマイ！と経験を積み重ねていきましょう。





# 郵便等投票制度について

「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」をお持ちで特定の重度障害のある方や介護保険の要介護認定で「要介護5」と認定された方(原則として自書できる方。ただし上肢・視覚障害1級の方等は代理記載制度があります。)のために、自宅で投票できる郵便等投票制度があります。

この手続きで投票しようとする方は、あらかじめ選挙人名簿登録地の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。(代理記載の方法による投票を行うためには、その手続きも必要です。)

## 郵便等投票ができる方

### 1. 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方

|        | 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳       |
|--------|---------|--------------|
| 両下肢、体幹 | 1級または2級 | 特別項症から第2項症まで |
| 移動機能   | 1級または2級 | —            |
| 心臓     | 1級または3級 | 特別項症から第3項症まで |
| じん臓    | 1級または3級 | 特別項症から第3項症まで |
| 呼吸器    | 1級または3級 | 特別項症から第3項症まで |
| ぼうこう   | 1級または3級 | 特別項症から第3項症まで |
| 直腸     | 1級または3級 | 特別項症から第3項症まで |
| 小腸     | 1級または3級 | 特別項症から第3項症まで |
| 肝臓     | 1級から3級  | 特別項症から第3項症まで |
| 免疫     | 1級から3級  | —            |

※手帳の記載内容のみでは、上記の障害の程度に該当するかどうか不明なときには、市長または知事が書面により証明した方。

### 2. 介護保険被保険者証をお持ちの方

介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載してある方

## 「郵便等投票証明書」の申請について

お住まいの区の選挙管理委員会に対し、選挙人が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」に、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」または介護保険の「被保険者証」を添えて申請してください。

- [郵便等投票証明書の交付申請書](#) (DOC形式, 15.00KB) 

## 郵便等による不在者投票における代理記載制度について

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の1又は2に該当する方は、あらかじめ区の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載をさせることができます。

1. 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に**上肢又は視覚の障害の程度が1級**である者として記載されている方
2. 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に**上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで**である者として記載されている方

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ手続きを行っておく必要があります。これらの手続きは同時に行うことが可能です。

下の1-1又は1-2と、2、3の書類を提出してください。

- [1-1 代理記載の申請書\(既に郵便等投票証明書をお持ちの方\)](#) (DOC形式, 15.00KB) 
- [1-2 代理記載の申請書\(郵便等投票証明書とあわせて申請する方\)](#) (DOC形式, 15.00KB) 
- [2 代理記載人となるべき者の届出書](#) (DOC形式, 12.00KB) 
- [3 同意書及び宣誓書](#) (DOC形式, 11.50KB) 

## 郵便等投票の方法

選挙の際、お住まいの区の選挙管理委員会へ必要事項(ご本人の署名欄あり)を記入した「投票用紙等の請求書」と「郵便等投票証明書」を同封して、投票日の4日前までに選挙管理委員会に着くように送付してください。

折り返し、選挙管理委員会から自宅など現在いらっしゃる場所に投票用紙等が送られてきます。

投票用紙に記載し、内封筒に入れて封をしてください。

さらに、その内封筒を外封筒に入れて封をしてください。

最後に、外封筒の表側に署名してください。

この投票用紙の入った上記の二重封筒を郵便等により、選挙管理委員会へ返送してください。(「郵便等投票証明書」の返送はいりません)

- [投票用紙等の請求書](#) (DOC形式, 12.00KB) 
- [【代理記載の方用】投票用紙等の請求書](#) (DOC形式, 12.00KB) 

# 病院や施設での投票について

NHK みんなの選挙から

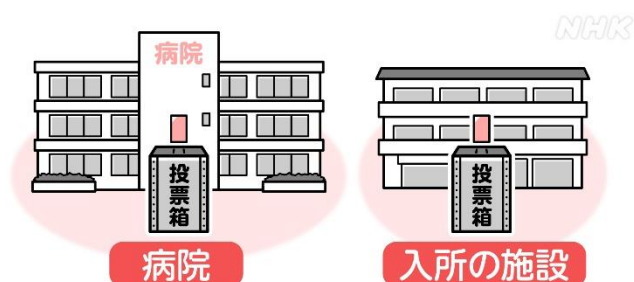
入院していたり、介護施設に入っていたりすると、投票所に行くのがむずかしいこともあります。

その場合、病院や施設などで投票する方法があります。



投票ができるのは、施設の院長や施設長など、管理者が都道府県の選挙管理委員会に申し出て、認められた所に限られています。

あらかじめ病院や施設、お住まいの自治体にご確認ください。



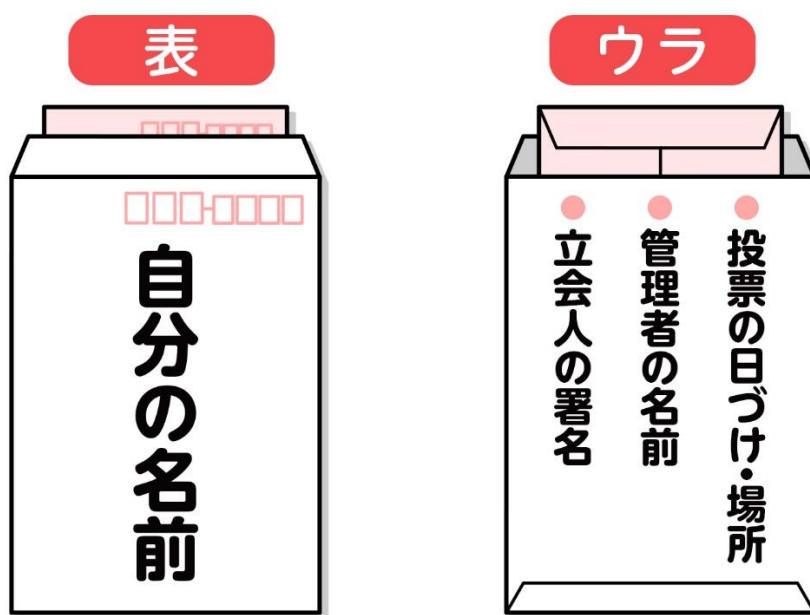
認められた病院や施設では、投票用紙を書く場所が設けられるほか、施設の管理者が選んだ人の立ち会いのもとベッドの上で投票することもできます。

## 決められた場所に限定



投票用紙は専用の封筒を二重にして入れて、外側の封筒の表には自分で自分の名前を書きます。また裏には、投票した日づけや場所、施設の管理者の名前、立会人の署名が必要です。





封筒は管理者がとりまとめて、投票所が閉まるまでに選挙管理委員会に届けます。

## 障害をもつ人の参政権保障連絡会ニュースから

### わたしと選挙 その 1

#### 投票に行きました！ 投票できました！

●代理投票の方法がわかったので、投票できました

①ダウン症で知的障害のある息子はグループホームで暮らしています。ホームの職員さんに「選挙のしおり」を渡したところ、職員が付き添い、投票に行けたとのこと。息子は職員さんに「投票箱に入れるのがとても上手だったね」とほめられ、とても誇らしげでした。（八王子市）

②18 歳になったばかりの知的障害の息子がいます。選挙に連れて行こうかどうか迷っていました。せっかくの 1 票という思いもあるのですが、どうしていいかわからなくて…。いただいた「しおり」を親子で読み、親ができること、本人ががんばることを前もって知ることができて助かりました。投票所に親子で行き、投票できました。（静岡市）

③夫を介護する友人から「夫の書いた字をわかってもらえるだろうか」という相談。新聞記事で「しおり」に書かれた代理投票のことを知りアドバイス。家で夫が書いたものを投票所に持参し代筆を依頼。代筆してもらい無事投票できたとのこと。よかった。（津市）

●公報の切り抜きでもいいの？

脳性マヒの障害者です。選挙には苦勞しながらもずっと行ってきました。しかし 70 歳の時に脳梗塞に。書くことができなくなり代理投票をお願いすることにしましたが、言葉が伝わらず、マヒで指さしもどこを指したか不明瞭。それでもムダにしてはなるか、と必死でした。代理投票のことが書かれた「しおり」で公報の切り抜きでも OK と知り、握りしめて行ってみました。で、「この人ですか?」と

聞かれたら必死でうなずく。意思表示強め。できたー！わーい！ かんたん！ 多くの人に伝えたいです。（廿日市市）

#### ●プライバシーに配慮してもらえました

筋ジス病棟に入院しています。手も足も動かせず👉も出せませんが意思表示はできます。いつも病院で代理投票をお願いしていますが、どう対応していいかわからないスタッフも多かった。障害者のための「選挙のしおり」を渡し、投票する人のプライバシーに配慮することが大事であることを伝え、投票の際に尊重してもらえました。あきらめずに知らせてよかった。（別府市）

#### ●事前に選挙の学習をして、選挙の意味を知って投票に行きました

①はじめての選挙。特別支援学校で投票の仕方は教えてもらいましたが、みんなと勉強して、私たちはいまだんな願いをもっているのか、その願いを実現してくれる人はだれなのか考えて投票することができてよかったです。（岐阜市）

②知的障害の娘はこれまでも選挙に行っていました、なんとなく入れる人を決めていたそうです。しかしみんなと学び「年金を減らさないでほしいから投票する」と。また学習会で知った「一票確認もしてみたい」と。親子で朝一番に投票してきました（名古屋市）

③事業所でとりくむことは難しいかなと思っていた選挙学習ですが、「しおり」のおかげで機運が高まり、学び、みんなで期日前投票へ。70歳の男性利用者が「行ってみようかろう」と人生初の投票。選挙後も政治の話をしていきたいです。（広島市）

## わたしと選挙 その 2

### 選挙に行くことができませんでした…

#### 投票所で断られました… 選挙学習はむずかしい…

##### ●代理投票のことを知って「これはいいじゃん」と思ったけれど

私は障害があり筆圧が弱く、投票用紙に書きにくいです。いつも一苦労し、「私の一票はちゃんと届いているのか」と不安になっていました。新聞で「代理投票」があることを知り、「これはいいじゃん」と思いましたが、市の選管のホームページには代理投票の記載は一切ありませんでした。代理投票をもっと知らせ、すすめてください。（熊本市）

##### ●投票所には行ったけれども

①作業所のなかま3人とぼくの4人で期日前投票に行きました。期日前投票をするという紙（宣誓書）に住所と名前と理由にまるをつけてきた人が2人。ぼくは忘れたので紙に書きましたが、紙を忘れて紙に住所を書けない人はダメでした。愛の手帳を見せたのに、「家で書いてきてください」と言われました。みんなでその日は選挙するのをあきらめました。あとで、愛の手帳を見せて代筆してもらえると聞きました。投票所の人はちゃんと勉強してください。（豊島区）

②息子は重度の知的障害がある自閉症です。そんな息子も18歳となり、不安はありましたが投票にチャレンジすることにしました。電話で問い合わせ、混雑する時間を割けて期日前投票所へ。しかし受付で障害のあることの説明から始まり、一度の説明ではわかってもらえず違う人に変わりまた説明。指さしで選ぶことをお願いしましたが、またいろいろ聞かれ…。そのうち息子がイライラしパニックとなりその場を離れなければならず…。こういう子

でも自分のことを言われてるのがわかるのです。今後の選挙についてはどうしたらスムーズにできるか考えていきたいです。（川越市）

③知的障害の二人の息子がいます。次男は投票所でちょこっと手伝ってもらって自分で投票。長男は指さしで代理投票をお願いしていました。大阪から東京に越してきて初めての選挙。初めての投票所。長男の代理投票をお願いすると、「ご本人様の意思で投票者を選ぶことができるのですか？」と。内心（できるから来ました）と思いましたが、「正直、候補者がどんな政策なのかはわかってないかもしれませんが、国民の一人としての一票ではありませんか？」と伝えてみました。言い方が悪かったのか、係の方は「選管に聞いてきます」と席を離れなかなか戻ってこず…。兄は自分のことを言われてると思い、弟もそれを敏感に感じ、三人そろって投票はあきらめて帰ってきました。（北区）

●学校現場での学習はむずかしい。知的障害者が理解しやすい「公約」を

18歳となった高等部三年生への授業。実際の選挙公報を利用しましたが、選挙期間に行うため公職選挙法に抵触しないようさまざまな制約があります。また、ルビをふることは可でもその中身の意味を噛み砕いて可視化する教材は作れません。（むずかしい言葉は説明しますが、踏み込みすぎないようかなり気をつかいます）。知的障害の人が理解しやすい「公約」を考えてほしいです。（横浜市）

発行：NPO あいち障害者センター

名古屋市熱田区神宮 2-3-4 もやいビル

TEL052-682-7911 FAX052-682-7916

メール soudan732@nifty.com

ホームページ <http://www.npo-asc.jp/>